

川越市が管理する道路の構造の技術的基準等（案）について

【概要】

平成 24 年 9 月

建設部 建設管理課

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号及び第 105 号）により、「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）が一部改正され、これまで、国で定めていた基準等については、政省令を参酌して各地方自治体で定めることとなりました。

これらの基準等は、「(仮称)川越市が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例」及び「(仮称)川越市が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則」として、制定されることとなる予定です。

2 主な内容

【道路法関係】

(1)道路の構造の技術的基準として、設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除く、車線数や幅員、勾配などについて定めることとします。

(2)道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識や警戒標識等の寸法及び文字の大きさに係る事項について定めることとします。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係】

移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準として、歩道の幅員や勾配などについて定めることとします。

なお、定める基準等について、政省令の基準と異なる独自の基準（案）はありません。

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

4 その他

「川越市が管理する道路の構造の技術的基準等」は条例で定めることを基本としておりますが、基準等の細目については、規則に委任することを予定しています。